

# 国立国会図書館の資料デジタル化 — 課題と展望 —

平成20年11月18日

国立国会図書館電子情報企画室長 田中 久徳

## 図書館資料のデジタル化をめぐる状況

### 出版物(書籍、新聞、雑誌etc)のデジタルアーカイブ化

#### <(大規模)図書館>

- ☆保存と利用の両立をはかり、サービスを拡充させる手段
- ☆各国の「文化遺産 (Cultural Heritage)」の中核を形成

#### <商用検索サービス: Google etc>

- ☆インターネット空間の情報資源拡張の動機

#### <(特に日本の)出版社>

- ☆図書館との競合、新規ビジネスが見えない状況への懸念



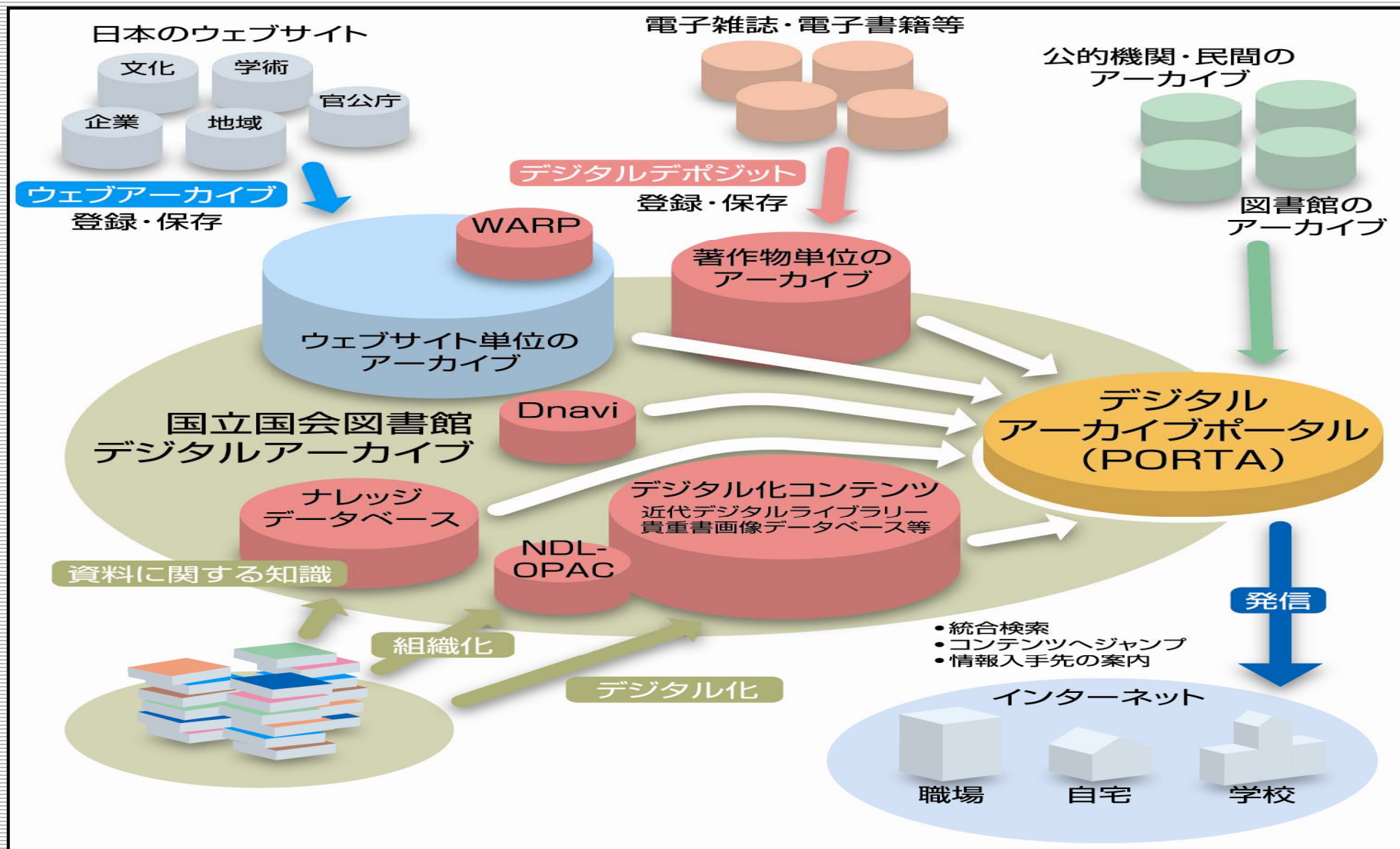
「蔵書の大規模デジタル化」をめぐる「連携」と「対抗」の構図

# 国立国会図書館の取組みを振り返る

## 「電子図書館サービス」の沿革

- ☆ 「パイロット電子図書館プロジェクト」開始(1994年)
- ☆ 「国立国会図書館電子図書館構想」策定(1998年)
- ☆ 総務部企画課内に電子図書館推進室を設置(1999年)
- ☆ 「電子図書館サービス実施基本計画」策定(2000年)
- ☆ 「貴重書画像データベース」提供開始(2000年)
- ☆ 国際子ども図書館開館、「絵本ギャラリー」提供開始(2000年)
- ☆ 明治期刊行図書電子化作業開始(2001年)
- ☆ 関西館開館、事業部電子図書館課を設置(2002年)
- ☆ 「近代デジタルライブラリー」提供開始(2002年)
- ☆ 「国立国会図書館中期計画2004」策定(2004年)

# 国立国会図書館デジタルアーカイブシステム



## 「長尾ビジョン」(60周年を迎えるに当たってのビジョン)

国立国会図書館は、「知識はわれらを豊かにする」という標語のもとに、次の7つの項目に取り組みます。

- ☆ 日本の知的活動の所産を網羅的に収集し、国民の共有資源として保存します。
- ☆ 利用者がどこにいても、来館者と同様のサービスが受けられるように努めます。
- ☆ 国会に対するサービスをより高度なものとし、立法補佐機能をさらに強化します。
- ☆ 利用者が求める情報への迅速で的確なアクセスまたは案内をできるようにします。
- ☆ 社会に多様で魅力的なサービスを提供し、国立国会図書館の認知度を高めます。
- ☆ 公共図書館をはじめとする国内の各種図書館とより密接な連携・協力を進めます。
- ☆ 海外の図書館との密接な連携を行い、情報の共有・交換に努めます。

# 資料デジタル化の目的と位置づけ

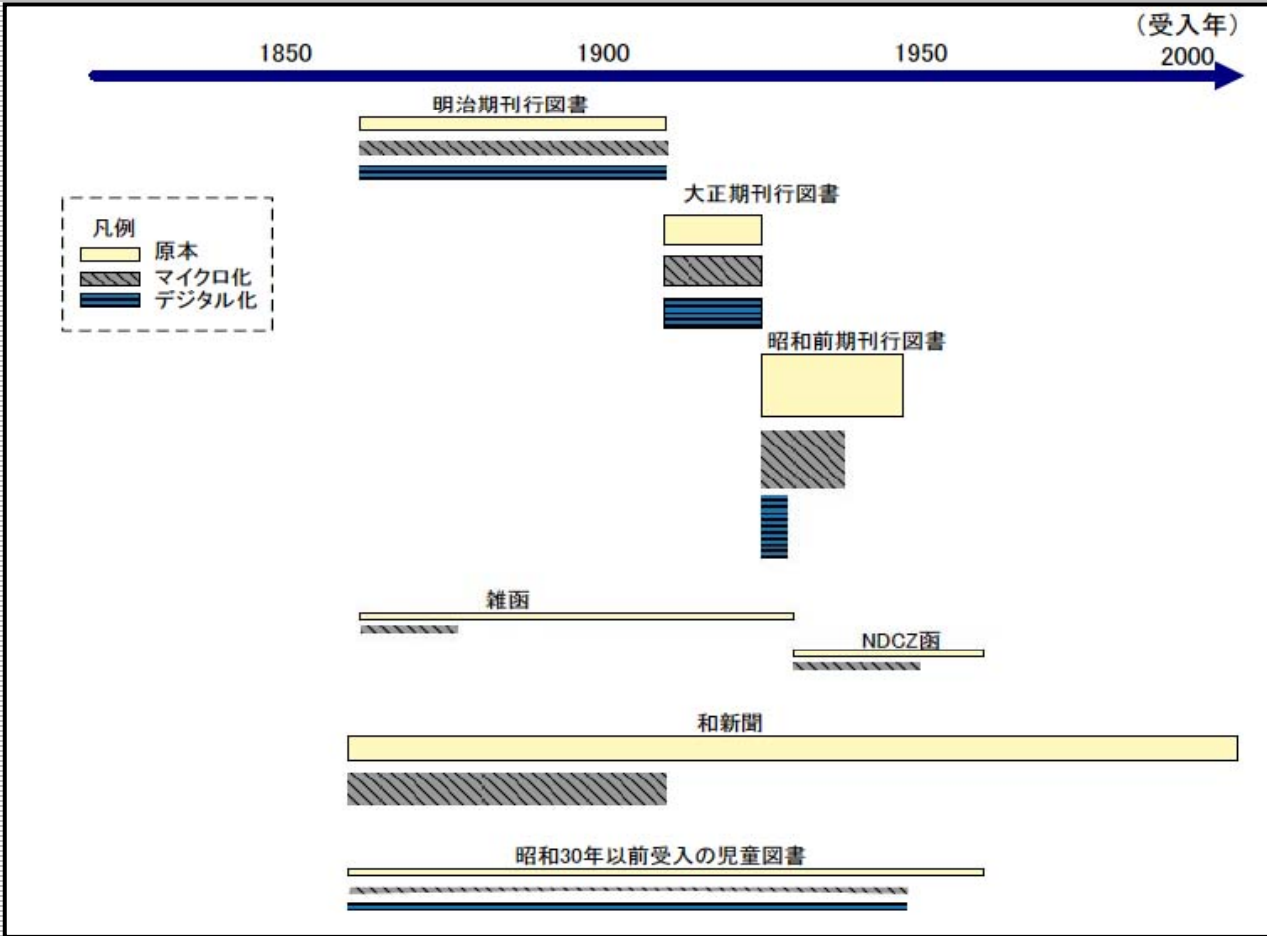
## NDLにおける資料デジタル化の目的

- ☆ 媒体変換による「利用」と「保存」の両立
  - ☞ 「資料保存の手段」としての位置づけ
- ☆ 「電子図書館」による「全国サービス」の実現
  - ☞ 「遠隔地への情報提供手段」としての位置づけ

## 目的と資料群の調整

- ☆ 「電子図書館サービス」の実現を目指すもの
  - ☞ 古典籍資料、近代(戦前期)刊行図書
- ☆ 「資料保存の手段」として、当面、館内利用に留めるもの
  - ☞ 国内刊行雑誌

# 資料の媒体変換(マイクロ化、デジタル化)

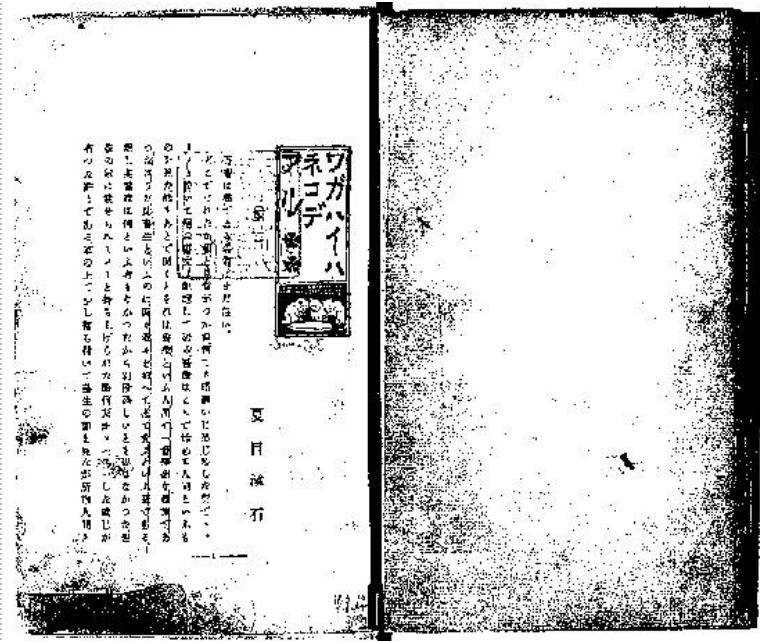


資料群	対象数
貴重書	4,500点
その他古典籍	300,000冊
明治期刊行図書	170,000冊
大正期刊行図書	90,000冊
昭和前期刊行図書	280,000冊
1945~1968年図書	400,000冊
1969年以降図書	2,600,000冊
国内雑誌(雑函)	29,000冊
国内雑誌(NDCZ)	44,000冊
国内雑誌(全体)	127,000種
国内新聞(全体)	5,000種

※その他、マイクロ化実施資料群(官報・法令全書・国会会議録、古典籍資料、憲政資料、外邦図、公文録、占領期・移民資料、プランゲ文庫)がある。

# 「近代デジタルライブラリー」事業①

明治期・大正期(昭和前期)の国内刊行図書の電子図書館事業  
約101,400タイトル(約148,200冊)を公開中。




近代デジタルライブラリー  
国立国会図書館

国立国会図書館が所蔵する図書のデジタル画像を閲覧できます。

検索

分類で検索 | 詳しく検索 | ヘルプ

お知らせ

[平成18年]

NEW 3月1日 新システムの館内公開を実施しています。性能検証等を行うため、一時的にご利用できない場合があります。お使いになる場合は、IE6.0以上をお使い下さい。

お知らせ一覧へ

JuGeMu PLAYER 対応 JPEG2000の画像を見るためにはプラグインをインストールしてください。

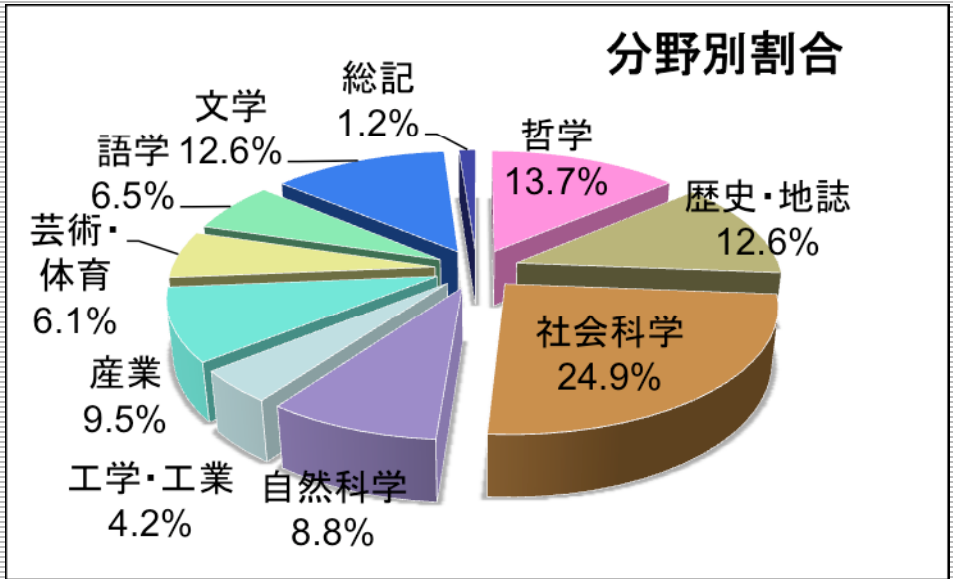
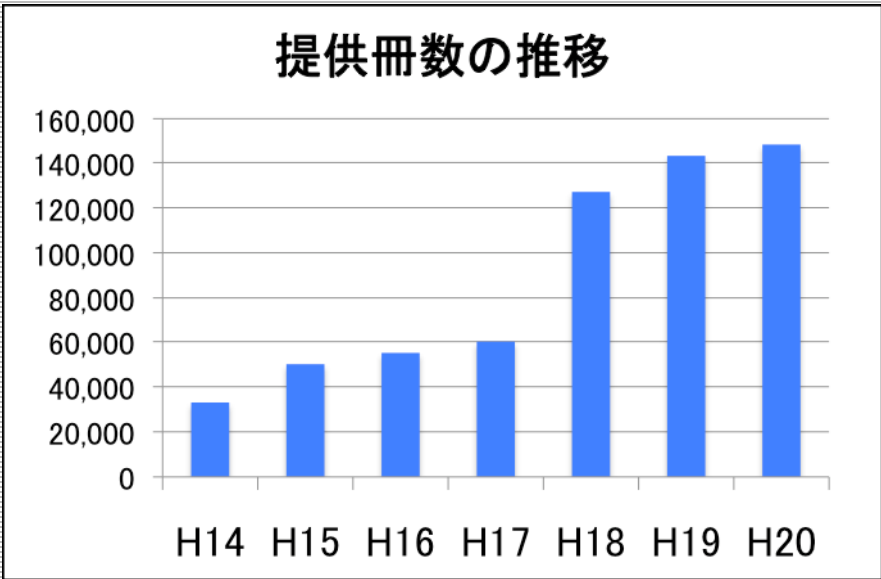
Get Adobe Reader Adobe Readerのダウンロードは左のアイコンからできます。

初めの方へ | よくある質問 | リンク集 | 利用上の注意 | お問い合わせ | All Rights Reserved(c)National Diet Library 2002-2006



# 「近代デジタルライブラリー」事業②

- ☆ 著作権許諾(複製権+公衆送信権)を得て、インターネット提供を実施(明治期図書7割文化庁長官裁定制度による利用)
- ☆ 書誌検索に加えて、目次情報を入力(内容検索の補助)
- ☆ 本文の利用は画像(JPEG、JPEG2000)のみ、テキスト検索はできない。



## 「近代デジタルライブラリー」の活用

- ☆ (利用状況) 画像アクセス件数 70万件/月
- ☆ NDL-OPAC、Webcat-Plusとの連携検索 商用サービスとの連携へ
- ☆ 地域での活用(例:岐阜県図書館「岐阜県関係資料」リンク)  
(検討課題)
- ☆ 教育現場での活用のため、「事例集」等の整備
- ☆ ユーザーインターフェースの改善(例:WDL)、主題アクセスの強化
- ☆ テキスト検索(OCR)の実現

### <電子展示会>

- ☆ 図書館資料の効果的な紹介と利用者への関心を高める
- ☆ 出版編集、放送番組制作等の素材としても広範に活用



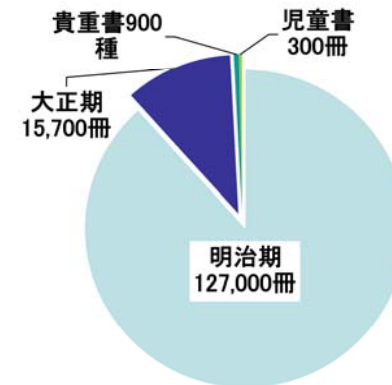
## 資料デジタル化の直面する課題

### 実施経費の確保

#### <資料デジタル化予算>

- ☆ 19年度 約8,100万円(年1万冊弱)
- ☆ 20年度 約1.3億円
- ◎ 明治・大正・昭和前期分の残り(約35万冊)の終了まで、数十年を要する計算

### デジタル化資料数



### 著作権許諾

- ☆ 多くの権利者の所在が不明で、調査に多大の経費が必要
- ☆ 「文化庁長官裁定制度」の利用にも膨大な作業経費が必要
- ☆ 刊行年が新しくなるほど、商業出版社との摩擦が生じる

# 著作者不明の場合の文化庁長官裁定制度

## 「著作権法第67条」

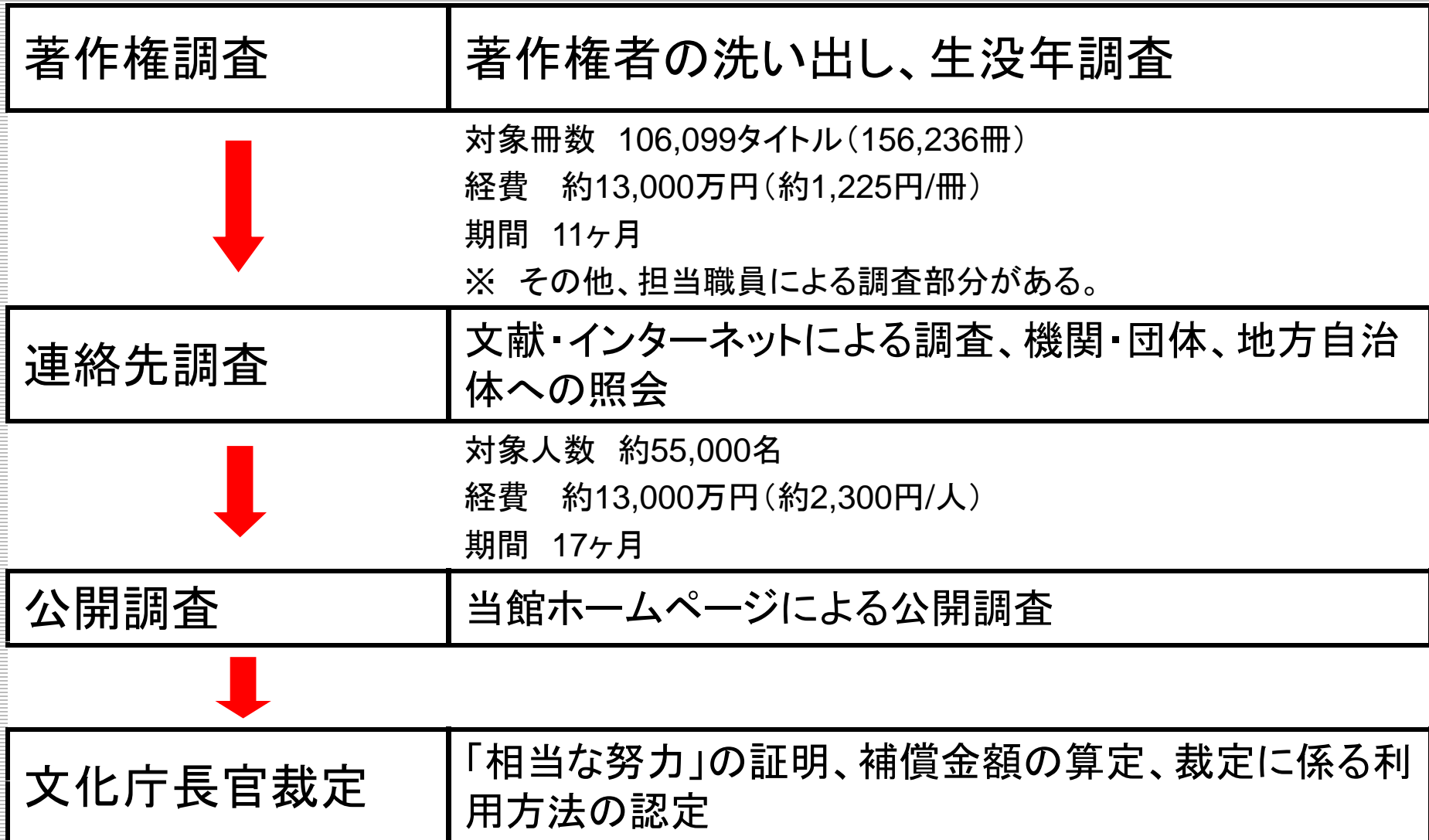
◎著作権者の不明その他の理由により相当な努力を払ってもその著作権者に連絡することができないときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託して、その裁定に係る利用方法により利用することができる。

## 著作権者と連絡する方法の具体例

- ① 名前からの調査：公表当時の名簿・名鑑類(2種以上)
- ② 住所地の市町村役場への照会
- ③ 勤務先・所属団体機関への照会
- ④ 利用者を通じた調査：一般又は関係者への協力要請
- ⑤ ホームページ、又は新聞・雑誌等への公告調査
- ⑥ 専門家への照会
- ⑦ 著作権等管理事業者等への照会

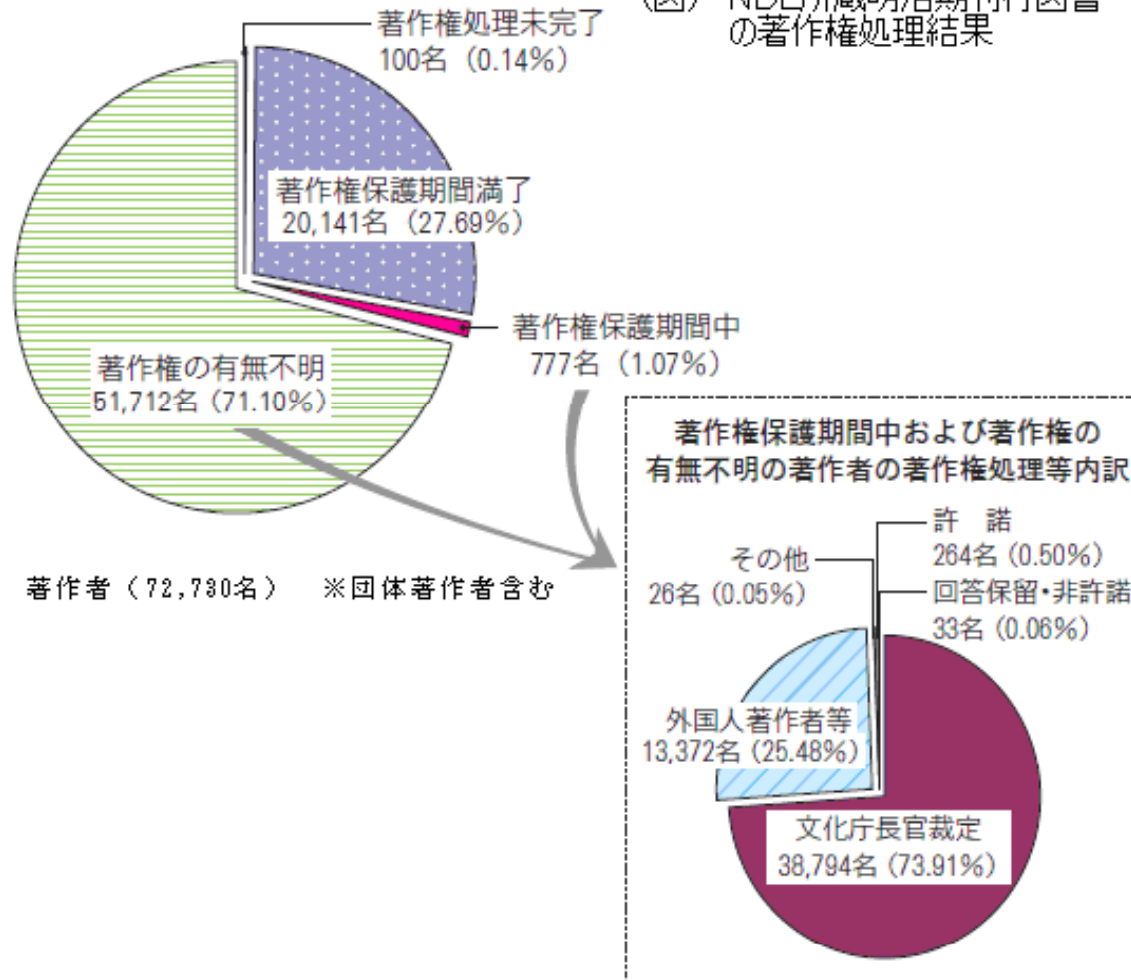
「著作物利用の裁定申請の手引き」(平成17年3月)

## 著作権許諾作業の実際①(明治期の場合)



# 著作権許諾作業の実際②(明治期の場合)

(図) NDL所蔵明治期刊行図書の著作権処理結果



## 長官裁定の条件

- ◆ 画像ファイルの複製
- ◆ インターネット等による公衆送信
- ◆ 利用者端末における一時的複製

利用期間: 5年

補償額: 51円/件

# NDLにおける資料保存のデジタル化

## <検討の必要性>

- ☆ 従来、保存のためマイクロ代替物を作成。(著作権法31条2号)
- ☆ フィルム産業の衰退も予想され、「デジタル化」を媒体変換手段として実施する。(「資料デジタル化基本計画」平成18年12月策定)

## <利用提供面の課題>

- ☆ 館内利用については、同一構内の範囲、同時上映の限度等の課題
- ☆ 図書館間相互貸借(ILL)をどう担保するか?
- ☆ デジタル化の定義・範囲(検索利用の「テキスト化」を含めるかどうか)

## <その他>

- ☆ 「国立国会図書館資料デジタル化の手引き」(平成17年3月)に準拠
- ☆ コンテンツは、「NDLデジタルアーカイブシステム(DAシステム)」に格納
- ☆ メタデータ及び永続的識別子は、「NDLデジタルアーカイブメタデータスキーマガイドライン」(平成19年7月)に準拠

# 「文化審議会アーカイブWT」と当事者間協議

## ＜アーカイブWTの検討＞（平成19年12月～20年4月）

- ☆ 「文化審議会著作権分科会 過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会」の下に設置（座長：渋谷達紀早稲田大学法学部教授）
- ☆ 図書館等における資料のデジタル化の問題を中心に著作権者、出版者、図書館の三者で協議

## ＜合意内容＞

- ☆ NDLは、必要があれば、図書館資料をデジタル方式（画像）により複製することができる。
- ☆ 館内利用については、権利者の許諾なく行うことができる。同一資料への同時アクセスは、原資料の所蔵部数に制限される。
- ☆ 複製資料を図書館間の相互貸借のため、図書館間に限定した送信を可能とする法改正等は、権利者、出版者側の反対意見もあり、協議を続ける。

## ＜当事者間協議＞（平成20年9月～）

- ☆ 出版関係者、著作権関係者により、NDLにおける資料デジタル化の実施と館内提供、図書館間の利用を担保するための制度検討のための協議を実施中



## 資料デジタル化の将来展望

### ＜出版物デジタルアーカイブの積極的意義＞

- ☆ 図書館にとっての戦略的重要性: 「アナログ＋デジタル」の統合基盤
- ☆ 蓄積された情報資源の再発信、知識社会基盤(信頼性の高いコンテンツ)

### ＜図書館の守備範囲をどう考えるか？＞

- ☆ 「時代区分による棲み分け」
- ☆ 電子版下の蓄積(保存)、「電子納本制度」の可能性
- ☆ 電子出版の方向性(図書館は補完的立場)

### ＜著作権問題の解決＞

- ☆ 著作権(者)情報の公的整備と不明著作物の機会費用の削減

### ＜商業プロジェクトとの共同事業の可能性＞

- ☆ 付加価値の高いサービス(テキスト検索等)の事業協力
- ☆ 「デジタル複製・復刻」による再版の促進

---

ご清聴ありがとうございました。

Thank you for listening!

Digital Information Planning Office, National Diet Library  
htanaka[at]ndl.go.jp